

参考資料一④ 軽微な溶接補修の範囲について

(JLPA 501 LPガスプラント検査基準より抜粋)

溶接により補修を行う欠陥であって、表1の欠陥をグラインダー等により仕上げたあとの深さの区分に応じ右欄に掲げる係数と表2の欠陥の長さ又は長径の区分に応じ同表の右欄に掲げる点数との積の和（貯槽の使用期間内において累積加算する。）が6点以下となるものについて行った溶接補修とする。

なお、欠陥の長さについては、補修を行う前にその欠陥磁粉模様を転写する等の方法により、記録を作成しておくこと。

表1

欠陥をグラインダー等により仕上げたあとの深さ		係 数
胴板及び鏡板	管台及びマンホール部	
3mm又は板厚の30%のいずれか小なる値以下	深さにかかわらず	1
上記以外の場合の場合（ただし、4mm超のものは軽微なものとみなさない。）		2

表2

欠陥の長さ又は直径	点 数
10mm以下	1
10mmを超え20mm以下	2
20mmを超え30mm以下	3